

ふるさと納税に係る返礼品の送付等について

ふるさと納税制度については、寄せられた寄附金が子育てや教育、観光、地域産業の振興等に充当されるなど、地方創生を推進する手段として積極的に活用されているところである。

その一方で、自治体間の返礼品競争や一部自治体における高額な返礼品の送付など、制度運用に際しての課題があり、昨年、総務大臣から通知がなされたところであるが、今般、一部の自治体において、返礼割合が高いものや、地場産品以外のものを返礼品として送付するなど趣旨に沿った対応がなされていない状況が見受けられ、このような状況が続けば、ふるさと納税制度全体に対する国民の信頼を損なうとして、改めて総務大臣から通知もなされている。

ふるさと納税制度は、地方創生を進めるうえにおいても有益な制度であり、本制度の運用については、本来、地方団体自らが主体的な判断により、節度を持って対応していくべきと考える。

この制度を健全に発展させ、継続的に維持できるよう、我々都市自治体は、制度本来の趣旨を踏まえ、適切に対応していく所存であることを改めて確認する。

平成 30 年 4 月 11 日

全国市長会
会長 松 浦 正 人